

廿日市市事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金交付要綱

令和3年3月31日

告示第79号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止及び環境保全意識の向上を図るため、自ら所有する事業所に、創エネルギー設備又は省エネルギー設備の導入等を行う者に対し、予算の範囲内において廿日市市事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者をいう。
- (2) 創エネルギー設備又は省エネルギー設備の導入等 太陽光等の再生可能エネルギーの利用や、エネルギー使用の合理化の促進、燃料転換等により、温室効果ガスの排出量の削減に寄与する設備の導入、改修工事及び運用改善をいう。
- (3) 市内事業者 廿日市市内に事業所（本店、支店、営業所、事務所その他いかなる名称であるかを問わず、事業を行うために必要な施設をいう。）を有して事業活動を行う者をいう。
- (4) 国等補助金 国、地方公共団体（廿日市市を含む。）等が交付するこの要綱の規定による補助金以外の補助金をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 廿日市市内の事業所において別表 1 の区分に掲げる設備のいずれかを導入する事業であり、費用効率性（交付対象事業費を法定耐用年数の累計CO2削減量で除した値）が25万円/t-CO2を超えないこと。
- (2) 第5条に定める補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が20万円以上であること。
- (3) 補助金の交付決定後に着工し、又は着手するものであること。
- (4) 補助対象設備について、国等補助金の交付を受けていないこと、かつ、受ける予定がないこと。
- (5) 導入する設備は、各種法令等を遵守した設備であって、別表 1 に掲げる補助対象設備の要件を満たすものであること。
- (6) 導入する設備のうち、省エネルギー設備にあつては、リース契約によるものでないこと。
- (7) 導入する設備は、中古のものでないこと。また、商用化され、導入実績があるものであること。
- (8) 設備の導入等を行う物件は、販売を目的とするものでないこと。
- (9) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (10) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める要件
（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する市内事業者又は当該市内事業者に対して創エネルギー設備のリースを行う事業者とする。

- (1) 中小企業者
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める市内事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象としない。

- (1) 市税（延滞金を含む。）の滞納がある者
- (2) 同一年度において、補助金の交付決定を既に受けている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業を営む者
- (5) 第16条の規定により本補助金の交付決定を取り消されたことがある者（第10条の規定による補助対象事業の中止の承認を受けた者を除く。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者
（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助事業の実施に係る別表2に掲げる経費とする。

2 補助対象経費の中に補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分（施工を含む。）がある場合は、補助金交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を補助対象経費とするものとする。

3 前項の場合において、申請者は、利益等排除を行った経費の算定の根拠となる資料を提出しなければならない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表3に定めるとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 申請者は、補助事業に着手する前に、廿日市市事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 別表1の1 創エネルギー設備を導入する場合は、導入計画書（創エネ設備）（別記様式第4号）
- (4) 別表1の2 省エネルギー設備を導入する場合は、導入計画書（省エネ設備）（別記様式第5号）
- (5) 誓約書兼同意書（別記様式第6号）
- (6) 補助対象事業に係る2者以上の見積書の写し
- (7) 従前の設備及び導入する設備等の仕様を確認することができる書類
- (8) 設備の導入等を行う物件の概略図
- (9) 設備の導入等を行う物件の現況写真
- (10) 市税等（その延滞金を含む。）の滞納がないことを証明する書類（申請の日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (11) 法人の場合は、法人登記履歴事項全部証明書（申請の日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (12) 個人の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写し
- (13) 設備の導入等を行う物件が、申請者以外の者が所有し、又は申請者以外の者と共有するものであるときは、その所有者又は共有者全員の承諾書
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に掲げる書類のうち他の方法によりその内容を確認できると認めるときは、その添付を省略させることができる。

（市内事業者への発注）

第8条 補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等（以下「工事の発注等」という。）に関し、市内事業者の受注の機会の増大を図るため、申請者が、補助事業に係る工事の発注等を行う場合において、少なくとも1者は市内事業者から見積書を徴収するよう努めるものとする。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付及び額の決定を行い、廿日市市事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金交付決定通知書（別記様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、廿日市市事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金不交付決定通知書（別記様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更又は中止の申請）

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる内容を変更しようとするとき又は事業を中止しようとするときは、あらかじめ廿日市市事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金事業変更・中止承認申請書（別記様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費及び補助金の額

(2) その他補助金の交付に影響を及ぼすと市長が認めるもの

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、廿日市市事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金事業変更・中止承認通知書（別記様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の着手）

第11条 補助事業の着手は、補助金の交付の決定後に行わなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業完了日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付決定のあった日の属する会計年度の1月末日のいずれか早い日までに、廿日市市事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金実績報告書（別記様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第12号）
- (2) 収支決算書（別記様式第13号）
- (3) 補助対象経費に係る契約書の写し
- (4) 補助対象経費の支払に係る領収書の写し
- (5) しゅん工図面
- (6) 完成写真
- (7) 補助対象事業が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に該当する場合は、同法第7条第5項に定める検査済証の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業者が前項の実績報告書をやむを得ない理由により期限までに提出できないと認めた場合は、提出期限を猶予することができる。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、廿日市市事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金確定通知書（別記様式第14号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第14条 補助金は前条の規定によりその額を確定した後に、交付するものとする。

（補助金の額の再確定）

第15条 補助事業者は、第13条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額するべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第12条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により実績報告書の提出を受けたときは、第13条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

3 市長は前2項の規定により補助金の額を再確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) その他市長が不適切であると認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、廿日市市事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金交付決定(一部)取消通知書(別記様式第15号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、廿日市市事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金返還命令書(別記様式第16号)により、補助事業者にその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による返還命令を受けた者は、命令を受けた日から30日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(報告、調査等)

第18条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、当該補助金の交付に係る書類を調査し、又は現地調査を行うことができる。

(書類の整備)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を管理するための台帳を整備し、補助事業に係る収入、支出についての証拠書類とともに保管しておかなければならない。

2 前項に規定する台帳及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）を経過した日の属する会計年度の末日まで保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、当該取得財産等が、処分制限期間を経過したときは、この限りではない。

2 補助事業者は、前項に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ廿日市市事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金財産処分承認申請書（別記様式第17号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(財産処分の承認)

第21条 市長は、前条第2項の規定による申請を承認したときは、廿日市市事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金財産処分承認通知書（別記様式第18号）により補助事業者に通知するものとする。この場合における承認の基準については、国の交付金等を財源の全部又は一部とし補助金を交付しているときは、当該交付金等に係る所管省庁の承認基準に準じるものとする。

2 前条第1項に規定する承認を受けた補助事業者は、当該承認に係る取得財産等を処分したときは、速やかに処分した事実を確認できる書類の写しを市長に提出しなければならない。

(消費電力量等の報告)

第22条 補助事業者は、補助対象設備導入後の、発電電力量や消費電力量等について、市長が指定する日までに報告しなければならない。

(協力の要請)

第23条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて協力を求めることができる。

(雑則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

1 創エネルギー設備

区分	補助対象設備の要件
太陽光発電設備 (自家消費型)	(1) 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー及びその他付属機器で構成する設備であること。 (2) 事業所の敷地内に設置するもの又はソーラーカーポートであること。ただし、建材一体型太陽光発電設備は、補助の対象としない。 (3) モジュール増設の場合は、パワーコンディショナーも交換又は増設していること。 (4) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再

エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。

(5) 本事業により導入する再生可能エネルギー発電設備で発電して消費した電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の50%以上とすること。

(6) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づくFIT制度またはFIP制度の認定を取得しない設備であること。

(7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない設備であること。

(8) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項に準拠して事業を行うこと（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）特に、次のア～シをすべて遵守していることを確認すること。

ア 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

イ 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

ウ 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。

エ 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業

計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。

オ 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。

カ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

キ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

ク 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

ケ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。

コ 交付対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の条例を含む。)の規定を遵守すること。

サ 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考

	<p>に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。</p> <p>シ 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。</p> <p>(9) リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>(10) ソーラーカーポートを導入する場合、太陽光発電モジュールとその他の部分(架台等)は同一の者が導入すること。なお、ソーラーカーポートの基礎は、カーポートの柱を地面に固定するための部分に限る。</p>
<p>定置用蓄電システム (蓄電池)</p>	<p>(1) 蓄電池部、電力変換装置(インバータ、コンバータ、パワーコンディショナー等)、蓄電システム制御装置、計測表示装置、キュービクル等で構成されるシステムであること。</p> <p>(2) 壁又は床に固定するシステムであること。</p> <p>(3) 補助対象事業により導入する太陽光発電設備(自家消費型)の付帯設備であること。</p> <p>(4) 業務用蓄電池(4,800Ah・セル相当のkwh以上)</p>

の場合、1 kWhあたりの価格が11万9千円（工事費込み、消費税及び地方消費税を除く。）以下の蓄電池設備となるよう努めること。

(5) 家庭用蓄電池（4,800 Ah・セル相当のkWh未満）の場合、1 kWhあたりの価格が12万5千円（工事費込み、消費税及び地方消費税を除く。）以下の蓄電池設備となるよう努めること。

(6) 原則として太陽光発電設備（自家消費型）により発電した電気を蓄電するものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく、平時においても充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。

(7) リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

(8) 業務用蓄電池（4,800 Ah・セル相当のkWh以上）の場合、廿日市市火災予防条例(昭和37年条例第9号)で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。

(9) 家庭用蓄電池（4,800 Ah・セル相当のkWh未満）の場合、次のア～カの全てを満たすこと。

ア 蓄電池パッケージ

蓄電池部（初期実効容量1.0 kWh以上）とパワー

コンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JIS C 4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

イ 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(ア) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、JIS C 4413を参照すること)

(イ) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(ウ) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(エ) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、

蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(オ) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

ウ 蓄電池部安全基準

JIS C 8 7 1 5—2 又は IEC 6 2 6 1 9 の規格を満足すること。

エ 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用したシステムのみ)

(ア) JIS C 4 4 1 2 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4 4 1 2 適用の猶予期間中は、JIS C 4 4 1 2—1 若しくは JIS C 4 4 1 2—2 ※ の規格も可とする。

※ JIS C 4 4 1 2—2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

オ 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用したシステムのみ)

蓄電容量 1 0 kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE—CB 制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。

カ 保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 1 0 年以上の蓄電システムであること。

	<p>※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。</p> <p>※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p> <p>※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>※JIS C 4413で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0 kWh未満の蓄電システムは対象外とする。</p>
--	---

2 省エネルギー設備

高効率空調機器	従来の空調機器等に対して、30%以上省CO ₂ 効果が得られる機器への更新であること。
高効率照明機器	<p>次の(1)及び(2)を満たすLED照明設備への更新工事であること。</p> <p>(1) 次のア～ウのいずれかの調光制御機能を有すること。</p> <p>ア スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能）</p> <p>イ 明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する機能）</p> <p>ウ 在・不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する機能）</p>

	<p>(2) 固有エネルギー消費効率 (lm/W) について、次のア又はイの基準値を満たすこと。</p> <p>ア 光源色が昼光色・昼白色・白色の場合：100以上</p> <p>イ 光源色が温白色・電球色の場合：50以上</p>
高効率給湯器	従来の給湯機器等に対して、30%以上省CO ₂ 効果が得られる機器への更新であること。
高機能換気設備	<p>平時に活用するものであり、次の(1)～(3)の要件を全て満たす機器への更新であること。</p> <p>(1) 全熱交換器 (JIS B 8628に規定されるもの) であること</p> <p>(2) 必要換気量 (1人あたり毎時30m³以上※) を確保すること</p> <p>(3) 熱交換率40%以上 (JIS B 8639で規定) であること</p> <p>※建築物の構造上、一人あたり毎時30m³を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和2年3月30日厚生労働省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を確認すること。</p>

別表2 (第5条関係)

区分	補助対象経費の内訳
設計費	補助対象事業の実施に必要な設計に要する経費
本工事費及び附帯工事費	補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費 (基礎工事、据付工事、配線・配管工事、運搬費等)
設備費	補助対象事業の実施に必要な機械装置・建築材料等

	の購入、製造、改修等に要する費用
試験費	試験調整等に要する経費

備考 この表に掲げる経費であっても次に掲げるものは、補助対象経費としない。

- (1) 過剰と見なされるもの、将来用、兼用及び予備用のもの並びに補助対象事業以外において使用することを目的としたものに係る経費並びに新設又は拡張に要する経費
- (2) 公租公課（消費税等）、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料等
- (3) 土地又は建物の取得、賃貸、管理等に要する費用
- (4) 補助対象事業と直接関係のない工事に要した費用

別表3（第6条関係）

補助対象設備の区分			補助金の額	上限額
創エネルギー設備	太陽光発電設備（自家消費型）	屋根等（既設カーポート含む）への設置	補助対象経費の10/10以内	50,000円/kW
		ソーラーカーポート	補助対象経費の1/3以内	-
	定置用蓄電システム（蓄電池）		補助対象経費の1/3以内	業務用蓄電池（4,800Ah・セル相当のkWh以上）の場合 60,000円/kWh 家庭用蓄電池（4,800Ah・セル相

			当のkWh未満) の場合 50,000円/ kWh
省エネルギー設備	高効率空調機器	補助対象経費 の1/2以内	6,000,000円
	高効率照明機器	補助対象経費 の1/2以内	6,000,000円
	高効率給湯器	補助対象経費 の1/2以内	6,000,000円
	高機能換気設備	補助対象経費 の1/2以内	6,000,000円

備考 この表に関わらず、1会計年度につき、1事業者あたり次の金額を上限とする。

(1) 太陽光発電設備（屋根等（既設カーポート含む）への設置）及びこれに付随する蓄電池の補助額の合計 1,000万円

(2) 太陽光発電設備（ソーラーカーポート）及びこれに付随する蓄電池の補助額の合計 1,000万円

(3) 省エネルギー設備の補助額の合計 600万円